

平生まち・むらコミュニティ協議会規約

(名称)

第1条 この会は、平生まち・むらコミュニティ協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、平生町大字平生村178番地の平生まち・むら地域交流センター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、参加と協働により地域の発展と活性化をはかり、明るく住みよい地域づくりの実現を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 地域の振興や地域づくりに関すること
- (2) 地域の社会福祉や健康に関すること
- (3) 子どもや青少年の健全育成に関すること
- (4) 地域の防災・防火および防犯に関すること
- (5) 生活環境の保全に関すること
- (6) 生涯学習に関すること
- (7) 自治会活動との連携に関すること
- (8) 行政との協働に関すること
- (9) その他目的達成に関すること。

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 平生まち・むら地区に居住する全住民
- (2) 平生まち・むら地区に所在する事業所
- (3) 平生まち・むら地区で活動する団体
- (4) その他、会長が必要と認める者

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 部会長 5名
- (6) 監事 2名

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。

- (3) 事務局長は、本会の事務及び会計を執行する。
- (4) 理事及び部会長は、本会の運営を補助する。
- (5) 監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査し、総会に報告する。

2 役員は、総会において会員の中から選出し、決定する。

3 会長は、本会に諮問機関を置くことができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。なお、会長は部会長の持ち回りとし、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期中に役員が交代した場合の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は役員会の推薦により、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 三役会
- (4) 部会

(総会)

第11条 総会は、本会の議決機関として、毎年1回、定期総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

4 総会は、委任状を含む2分の1以上の代議員の出席によって成立する。

5 議事は、代議員の過半数で決し、可否同数となったときは議長の決するところとする。

6 代議員の定数は80名以内とし、代議員の選出については、別に定める。

7 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 規約の変更に関する事
- (2) 本会の事業計画、予算、事業報告及び決算に関する事
- (3) 役員選出および決定に関する事
- (4) その他重要事項に関する事

(役員会)

第12条 役員会は必要に応じて開き、本会の業務の執行にあたる。

(三役会)

第13条 三役会は、緊急を要するとき、会長、副会長、事務局長をもって協議し、次の役員会で承認を求める。

(事業部会)

第14条 本会は、第3条の目的達成のため、次の事業部会を設ける。

- (1) イベント部会
- (2) 環境美化部会
- (3) 防犯防災部会
- (4) 健康福祉部会
- (5) ひなぎく部会

2 事業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、事業計画の積極的な推進にあたる。

3 事業部会相互の情報交換と連携を図るため、必要に応じて事業部会連絡会議を開催することができる。

(会計)

第15条 本会の経費は、会費、補助金、助成金及びその他の収入をもって充てる。会費は1世帯当たり年額100円とする。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成27年4月6日から施行する。

この規約は、平成28年4月11日から施行する。

この規約は、平成29年4月24日から施行する。

この規約は、平成30年4月19日から施行する。

この規約は、平成31年4月22日から施行する。

平生まち・むらコミュニティ協議会代議員選出細則

1. 平生まち・むらコミュニティ協議会に係る代議員の選出については構成団体より選出する。
2. 代議員については、以下のとおり定める。

構 成 員	代 議 員 数
<p>平生まち・むら地区自治会</p> <p>高須自治会、沼自治会、西原自治会、上横一区自治会、上横二区自治会、上横三区自治会、上横団地自治会、下横一区自治会、下横二区自治会、下横三区自治会、日の出一区自治会、日の出二区自治会、日の出三区自治会、吉原自治会、十三割団地自治会、三新住宅自治会、西浜東自治会、栄町自治会、大正町自治会、西浜自治会、角浜自治会、西の町自治会、戎町自治会、新市自治会、裏町自治会、坂の下一区自治会、坂の下二区自治会、坂の下三区自治会、光輝病院住宅自治会、土手町東一区自治会、土手町東二区自治会、土手町東五区自治会、土手町西自治会、桜町自治会、野島自治会、新町東自治会、新町西自治会、新町南自治会、新町つくし自治会、新湊自治会、下豊田自治会、壺の割自治会、西十八割自治会、礒崎団地自治会、湊の内自治会、新町団地自治会、中湊自治会、東十八割自治会、ホームタウンW南自治会、ホームタウンW北自治会、ホームタウンR1自治会、ホームタウン特公賃自治会、西高須自治会、吉原東自治会、湊ノ浜自治会、南原自治会</p>	<p>各 1 名</p> <p>(1名×56自治会=56名)</p>
<p>その他団体</p> <p>中央ブロック子ども会、平生町消防団第1分団、平生町消防団第2分団、平生町青少年育成町民会議平生まち地区会議、平生町青少年育成町民会議平生むら地区会議、平生地区社会福祉協議会</p>	<p>各 1 名</p> <p>(1名×6団体=6名)</p>

合計 62名